

宮 城 県 公 報

令和 7 年 10 月 28 日（火）
定期第 644 号

目 次

規則

- 国民健康保険法に基づく国民健康保険事業費納付金の徴収に関する条例施行規則の一部を改正する規則（国保医療課）

告示

- 道路の供用開始（道路課）
- 土地改良区の定款変更の認可（東部地方振興事務所）

公告

- 政府調達に関する協定の適用を受ける調達に係る落札者の決定（市町村課）
- 政府調達に関する協定の適用を受ける調達に係る落札者の決定（2 件）（デジタルみやぎ推進課）
- 開発行為に関する工事の完了（建築宅地課）

国民健康保険法に基づく国民健康保険事業費納付金の徴収に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 7 年 10 月 28 日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

宮城県規則第 128 号

国民健康保険法に基づく国民健康保険事業費納付金の徴収に関する条例施行規則の一部を改正する規則

第1条 国民健康保険法に基づく国民健康保険事業費納付金の徴収に関する条例施行規則（平成30年宮城県規則第65号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
（趣旨） 第1条 国民健康保険法（昭和33年法律第192号。以下「法」という。）に基づく国民健康保険事業費納付金（以下「納付金」という。）の徴収については、法、国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令（昭和34年政令第41号。以下「政令」という。）、<u>国民健康保険保険給付費等交付金、国民健康保険事業費納付金、財政安定化基金及び標準保険料率に関する省令</u>（平成29年厚生労働省令第111号）及び国民健康保険法に基づく国民健康保険事業費納付金の徴収に関する条例（平成29年宮城県条例第71号）に定めるもののほか、この規則の定めるところによる。 （市町村別納付金減算額） 第4条 [略] 2 [略] 3 政令<u>第13条第6号</u>の規定による国民健康保険に関する特別会計において負担する国民健康保険事業に要する費用のための収入のうち当該市町村の納付金額の減額に充てるものとして当該市町村の納付金額から控除すべき額は、次に掲げる額とする。 (1)・(2) [略]	（趣旨） 第1条 国民健康保険法（昭和33年法律第192号。以下「法」という。）に基づく国民健康保険事業費納付金（以下「納付金」という。）の徴収については、法、国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令（昭和34年政令第41号。以下「政令」という。）、<u>国民健康保険保険給付費等交付金、国民健康保険事業費納付金及び標準保険料率に関する省令</u>（平成29年厚生労働省令第111号）及び国民健康保険法に基づく国民健康保険事業費納付金の徴収に関する条例（平成29年宮城県条例第71号。<u>以下「条例」という。</u>）に定めるもののほか、この規則の定めるところによる。 （市町村別納付金減算額） 第4条 [略] 2 [略] 3 政令<u>第13条第5号</u>の規定による国民健康保険に関する特別会計において負担する国民健康保険事業に要する費用のための収入のうち当該市町村の納付金額の減額に充てるものとして当該市町村の納付金額から控除すべき額は、次に掲げる額とする。 (1)・(2) [略]

第2条 国民健康保険法に基づく国民健康保険事業費納付金の徴収に関する条例施行規則の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
(市町村別納付金減算額) 第4条 [略] 2 [略] <u>3</u> 政令第13条第5号の額は、同号ロに掲げる額とする。 <u>4</u> [略]	(市町村別納付金減算額) 第4条 [略] 2 [略] <u>3</u> [略]

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和8年4月1日から施行する。ただし、第1条及び次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

- 2 第2条の規定による改正後の国民健康保険法に基づく国民健康保険事業費納付金の徴収に関する条例施行規則第2条第2項の規定による通知その他の準備行為は、この規則の施行の日前においても行うことができる。

宮城県告示第 621号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 2 項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始するので告示する。

その関係図面は、令和 7 年 10 月 28 日から 30 日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県東部土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和 7 年 10 月 28 日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

道路の 種 類	路線名	供用開始の区間	供用開始年月日
県 道	河北桃生線	石巻市福地字塩手 40 番 1 地先 から 同市福地字町 72 番 1 地先 まで	令和 7 年 11 月 4 日

宮城県告示第622号

石巻市稲井土地改良区の定款変更について、土地改良法（昭和24年法律第 195 号）第30条第 2 項の規定により、令和 7 年10月21日認可した。

なお、この認可があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に宮城県を被告として仙台地方裁判所にこの認可に対する取消しの訴えを提起することができる。

令和 7 年10月28日

宮城県東部地方振興事務所
所 長 武 田 健 久

政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり落札者を決定した。

令和 7 年10月28日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 1 落札に係る物品又は役務の名称及び数量
住民基本台帳ネットワークシステム代表端末等機器賃貸借及び設定・保守業務 一式
- 2 契約に関する事務を担当する課室等の名称及び所在地
総務部市町村課 仙台市青葉区本町 3 丁目 8 番 1 号
- 3 落札者を決定した日 令和 7 年10月 1 日
- 4 落札者の氏名又は名称及び住所又は所在地
NEC キャピタルソリューション株式会社東北支店 仙台市青葉区中央 4 丁目 6 番 1 号
- 5 落札金額 79,467,600円（消費税及び地方消費税を除く。）
- 6 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- 7 入札の公告を行った日 令和 7 年 8 月22日

政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり落札者を決定した。

令和 7 年 10 月 28 日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 1 落札に係る物品又は役務の名称及び数量
職員認証・情報共有システム開発等業務 一式
- 2 契約に関する事務を担当する課室等の名称及び所在地
企画部デジタルみやぎ推進課 仙台市青葉区本町 3 丁目 8 番 1 号
- 3 落札者を決定した日
令和 7 年 10 月 15 日
- 4 落札者の氏名又は名称及び住所又は所在地
日立・T D S L 宮城県職員認証・情報共有システム開発等企業連合
代表構成員 株式会社日立製作所東北支社 仙台市青葉区一番町 4 丁目 1 番 25 号
- 5 落札金額
840,000,000 円（消費税及び地方消費税を除く。）
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 入札の公告を行った日
令和 7 年 9 月 5 日

政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり落札者を決定した。

令和 7 年 10 月 28 日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 1 落札に係る物品又は役務の名称及び数量
文書管理システム開発等業務 一式
- 2 契約に関する事務を担当する課室等の名称及び所在地
企画部デジタルみやぎ推進課 仙台市青葉区本町 3 丁目 8 番 1 号
- 3 落札者を決定した日
令和 7 年 10 月 15 日
- 4 落札者の氏名又は名称及び住所又は所在地
株式会社日立製作所東北支社 仙台市青葉区一番町 4 丁目 1 番 25 号
- 5 落札金額
138,000,000 円（消費税及び地方消費税を除く。）
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 入札の公告を行った日
令和 7 年 9 月 5 日

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 29 条第 1 項の規定により許可した次の開発区域（工区）に係る開発行為は、その工事を完了した。

令和 7 年 10 月 28 日

1 工事を完了した開発区域（工区）に含まれる
地域の名称

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）

宮城県知事 村 井 嘉 浩

東松島市矢本字新沼 81 番 1、82 番、83 番、98 番、
99 番 1、100 番 1、水の一部

岩手県紫波郡矢巾町医大通二丁目 7 番 7 号

株式会社 薬王堂